

法律相談課

TEL.03-3581-2206

▼ 法律相談課の構成

法律相談課は、市民の方々などに、迅速・適正な法律相談・弁護士紹介などを行なうために設置されている法律相談センターの運営・管理を中心業務として、6名の職員と1名の派遣職員で構成しています。

▼ 法律相談センター

1965年3月に、霞が関の旧弁護士会館に「東京弁護士会法律相談センター」がはじめて設立されましたが、その後法律相談者の増加と市民の方々の利便性を踏まえて、都内各地に順次法律相談センターを開設し、現在では23区内で当会が関わるセンターとしては、弁護士会法律相談センター（LC四谷）をはじめ、霞が関・四谷・神田・錦糸町・家庭（以上は東京三会で運営）と池袋・北千住・渋谷パブリック（以上は当会単独）法律相談センターと9センターに広がり、浅草松屋でのデパート相談もあります。各センターでは事務長をはじめ、6～11名のスタッフの方々毎日の運営を支えています。多摩地区では八王子・立川法律相談センターがあります。

これらの法律相談センターでの法律相談件数は、2006年度の1年間で合計47000件に達しました。法律相談料は30分以内で5250円ですが、クレジット・サラ金法律相談は無料で行なっています。

▼ 法律相談課からのお知らせとお願い

毎年10月頃の全会員宛送付便で、次年度の法律相談担当者を募集しますので、ぜひご応募下さい。希望が多い法律相談は抽選となります。

法律相談担当の会員の方は、遅刻や欠席のないようくれぐれもご留意下さい。担当日直前で担当者に穴が空きますと、事務局もその穴を埋めるのに四苦八苦しますし、相談者にもご迷惑がかかります。担当日の都合が悪くなり交代者を捜す時は、東弁ホームページの会員専用ページで日程表がアップされていますので、それを見て交渉し、変更を法律相談課までご連絡下さい。

法律相談の担当にあたり各種研修も企画されますので、奮ってご参加下さい。

最後に会への納付金のお願いです。事務所での継続相談では法律相談料の20%、法律相談で受任した事件では、着手金・報酬金それぞれが100万円以下の場合で10%を弁護士会へ納付していただくことになっております。法律相談センターの運営の貴重な財源となりますので、よろしく願いいたします。

▼ ▼ ▼
法律相談課職員・法律相談センタースタッフともども、市民の方々や担当の会員の方々に、親切・丁寧な対応を旨に皆頑張っています。よろしく願いいたします。